

概 要 版

琴平町人権教育・啓発に関する基本指針

平成30年4月改定

第1章 基本指針の改定について

○基本指針の改定にあたって

本町は、基本指針に基づき、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人など色々な場面での人権問題を解決していくため、その現状と課題や具体的な施策の方向を明らかにすることにより、効果的な推進を目指してきました。

しかし、今なお、同和問題や障がい者の人権問題、ドメスティック・バイオレンス（DV）や児童虐待をはじめとする様々な人権侵害が存在しています。

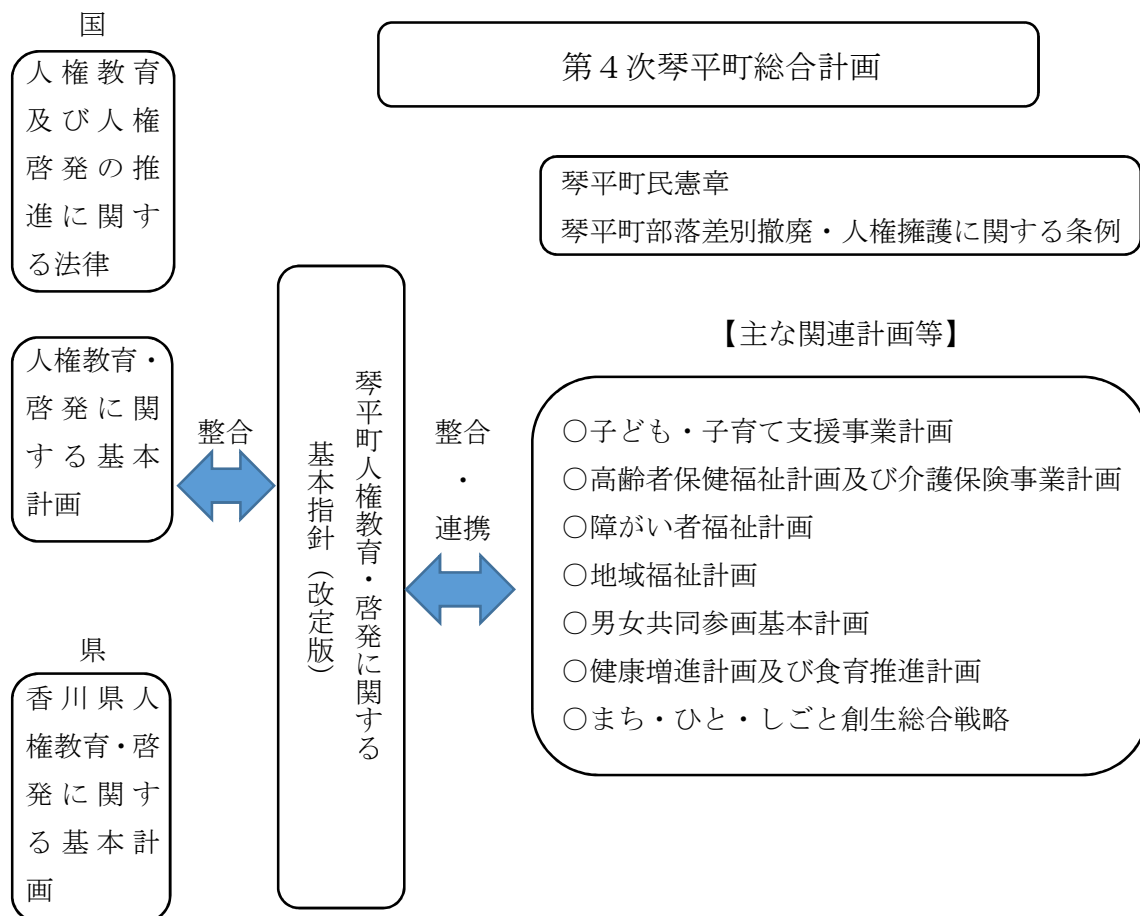
また、国においても、「男女共同参画社会基本法」・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」・「児童虐待の防止等に関する法律」・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」・「部落差別の解消の推進に関する法律」など様々な法律が施行されてきました。このような中、本町においても、これまでの基本指針を継承するとともに発展させ、新たな人権課題へ取り組んでいくことが必要となってきました。今回の改定においては、国・県の動向も踏まえ人権施策の推進を図り、社会全体が人権を理解するとともにあらゆる差別の解消に向けて協働で取り組めるよう改定していくものです。

○基本指針の基本理念

この基本指針は、町民一人ひとりが学校や職場はもとより、家庭や地域のあらゆる場において実施される人権教育・啓発を通じて人権尊重の理念、人権を相互に尊重するという人権共存の考え方について正しく理解し実践できる町民を育てることによ

り、多様性が尊重される社会を構築し、誰もが住みやすい「差別をしない」「差別をさせない」公正な社会の実現をめざすことを基本理念とします。

○基本指針の位置づけ



第2章 人権をめぐる動き

- 人権に関する国際的な動き
- 人権に関する国・県の取組
- 本町の動き

第3章 人権教育・啓発に関する推進

○人権教育・啓発の意義と目的

人権教育については、日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、基本的人権の尊重の本質が正しく身に付くよう、地域の実情を留意しながら、学校教育・社会教育を通じて様々な取り組みをしています。

また、人権啓発活動は、広く町民に人権尊重思想の普及高揚を図り、町民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を認識するとともに、その認識が日常生活の中で、態度面・行動面等において根付くことを目指したものであります。

(1) 地域における人権尊重の環境づくり

人権に関する基本的な知識や考え方の習得の推進

身近で参加しやすい学習機会の提供

家庭、地域、学校との連携・協力の強化

(2) 家庭における人権教育・啓発の推進

家庭における教育力を高めるための支援

家族がふれあい、豊かな心を育める機会の充実

(3) 学校等における人権教育・啓発の推進

就学前教育の充実

学校教育の充実

児童生徒に対する相談体制の整備

保育士、教職員の指導力の向上

(4) 職場における人権教育・啓発の推進

企業等事業所の主体的な人権教育・啓発活動を促進及び支援

○人権擁護

インターネットの普及は、多くの人々が豊かな社会生活を享受することができる一方、発信者の秘匿性を悪用し、ホームページの掲示板への基本的人権を侵害する書き込みや個人情報を暴き立てる行為など、人権侵害や差別を助長しています。町行政の業務の遂行に当たっては、多くの個人情報が収集、利用、管理されており、職員一人ひとりが個人情報保護の重要性を認識し、実際に個人情報の保護を実践できることが重要となっています。

職員等の個人情報の取扱いに対するモラル向上

様々な人権問題に対する相談・支援体制の充実

○特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発の推進に当たっては、一般行政職員や教育関係者、福祉関係者、保健・医療関係者、消防関係者は、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められています。特に人権に関わりが深い特定の職業に従事する者に対して、研修やパンフレットの配布等による人権教育・啓発の充実に努めていきます。

町職員に対する人権教育・啓発の充実

教育関係者に対する人権教育・啓発の充実

福祉関係者、保健・医療関係者、消防関係者に対する人権教育・啓発の充実

第4章 個別人権課題への対応

○同和問題

日本社会における歴史の過程の中で形成された部落差別は、いまだに解消されず社会問題として存在しています。言うまでもなく、同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題であります。しかしながら、被差別部落出身者という理由で、住む場所や

仕事（就職）、結婚など生活の様々な場面で差別を受け、人権を侵害されている人たちがいます。このことを解消していくため、国は、「全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」と基本理念を掲げた、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。

【施策の方向性】

差別意識の解消に向けた啓発活動の推進
あらゆる場を通じた人権・同和教育及び啓発活動の推進
えせ同和行為排除の推進
身元調査の排除
隣保館活動への支援

○女性

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会」のことです。家庭はもとより社会全般において性別による差別を解消し、男女が共に心豊かに生き生きと生活ができ、その個性と能力を十分に発揮できるような活力にあふれたまちづくりを進めていく必要があります。

【施策の方向性】

男女共同参画・男女平等の意識を高める学習・啓発
仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくり
女子に対する暴力の根絶に向けた周知啓発及び被害者支援
生涯を通じた健康支援

○子ども

すべての子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、日本国憲法をはじめ、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいて基本原理・理念として示されています。子どもも一人の人間であるということを認識し、その意見や気持ちを尊重しながら、子どもたちの成長過程で生じる様々な問題・解決のための相談・支援体制の充実が重要となってきています。

【施策の方向性】

子どもの権利に関する意識の啓発
子どもたちが健やかに育つ環境づくり
人権教育（保育）の推進
児童虐待の防止、いじめや暴力、不登校などへの体制整備

○障がい者

障がいのある人や高齢者にかかわらず、すべての人が共に住み、共に生きる社会を築くというノーマライゼーションの理念や、障がいの有無、年齢、性別、文化等の違いにかかわらず、誰もが安心して快適に暮らせる社会という考えは、日常生活に浸透してきています。そのため、障がい者の人権についての正しい理解と認識を推進するとともに、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域の中で相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を図っていくことが重要となってきています。

【施策の方向性】

障がいのある人に対する理解や自立・社会参加への支援
生涯を通じて自立した生活を送るための支援
障がいのある人に対する権利擁護の充実

○高齢者

高齢者の人権が尊重され、自らの経験と知恵を生かし、生きがいと健康づくり、そして地域社会に積極的に貢献できる機会を増やしていくことが必要となってきました。また、成年後見人制度や日常生活自立支援事業の活用、高齢者虐待への対応、悪徳商法や詐欺から高齢者を守るための支援など、高齢者の権利擁護を促進するとともに、高齢者を地域が見守るという住民相互の支えあいが求められています。

【施策の方向性】

高齢者や高齢化への理解を深めるための啓発活動
地域での仲間づくりや生きがいづくり活動支援
高齢者に対する権利擁護

○外国人

在住外国人に対して地域の生活習慣などの普及啓発とともに、町民が異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育んでいくことができる環境づくり、国籍や文化の違いに関わらず、誰もが快適な生活を送ることができる多文化共生社会を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

多文化共生社会の推進

○ハンセン病元患者・H I V感染者等

ハンセン病やH I V（エイズウイルス）をはじめとする感染症などについては、正しい知識の普及・啓発と情報の提供が重要であります。なお、感染症に対する理解や認識の不足に対して、患者や元患者、家族等の人権に十分な配慮をしながら、偏見や差別をなくすため、正しい知識の普及や啓発活動を推進していくことが重要であります。

【施策の方向性】

感染症に対する正しい知識の普及

○インターネットによる人権侵害

個人情報保護の体制強化とともに、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発やインターネット上の人権侵害、プライバシー保護に関する問題に対し、相談・支援体制の充実を図ることが必要となっています。また、インターネットを利用する人、しない人などにより情報格差が発生しないよう、情報提供を充実するとともに、インターネット上のモラルなどについて正しい知識や理解を深める学習機会の充実が必要となっています。さらには、インターネット利用者の低年齢化が進んでおり、子どもたちへの指導、教育が重要となっています。

【施策の方向性】

インターネットの正しい利用

○性的少数者

性的指向に関して少数派である人や性同一性障がい者など性自認が一致しないと感じたり、違和感があったりする人に関する人権は、見過ごされてきた人権課題であり、町民の認知度や関心度が低いのが現状であります。これからは、性的少数者とはどのようなものであるか、人の性をどのようにとらえるべきか、実際の人々の性は多様であり、単純に男と女に二分できるものではないことへの理解が不可欠であります。社会には様々な「性のありよう」が存在しており、その尊厳や権利を保障されることが求められています。

【施策の方向性】

性的マイノリティ（LGBTなど）の理解の促進

○様々な人権問題

これまでに取り上げた以外にも、わが国ではアイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、ホームレス、災害に伴う風評被害などに対する偏見や差別、また、北朝鮮当局による拉致被害、人身取引被害などの人権問題があります。

私たちの社会は、実に多様な人々が共に暮らしています。私たち一人ひとりが社会を構成する一員として、様々な人権問題について理解を深める必要があります。また、様々な状況で人権が脅かされる可能性があり、それぞれの問題の状況に応じて、その解決に資する人権教育・啓発に関する取組が必要であります。

【施策の方向性】

様々な人権問題に対する正しい理解の普及・啓発
